

最高裁判所(第三小法廷) 令和●●年(〇〇)第●●号 法人税青色申告承認取消処分取消請求
上告受理事件

国側当事者・国

令和6年3月27日不受理・確定

(控訴審・福岡高等裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和5年6月30日判決、本資料27
3号・順号13862)

(第一審・福岡地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和4年12月14日判決、本資料2
72号・順号13789)

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の福岡高等裁判所令和●●年(〇〇)第●●号法人税青色申告承認取消処分取消請
求事件について、同裁判所が令和5年6月30日に言い渡した判決に対し、申立人から上告受理の
申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件を上告審として受理しない。

申立費用は申立人の負担とする。

理 由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められな
い。

よって、本件申立ての理由によれば本件は民訴法318条1項の事件に当たるとの裁判官宇賀克
也の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

令和6年3月27日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 渡邊 恵理子

裁判官 宇賀 克也

裁判官 林 道晴

裁判官 長嶺 安政

裁判官 今崎 幸彦

当事者目録



申立人

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

同補佐人税理士

株式会社

A

甲



金	谷	比	呂	史
小	西	慎	太	郎
福	岡	耕		二
高	橋	敦		尚
小	川	英		雄
木	山	雅		人
執	行	達		也
笹	田			毅
田	口	智		一
末	吉	幹		久
安	武	貴	美	子
津	野	秀		太
北	原	あ	か	ね
高	橋	秀		至
岩	武	一		郎
松	本	宏		次
篠	原	美	津	子

相手方

同代表者法務大臣

同指定代理人

国	泉	龍	司
小	木	祐	司
笹			